

愛知県環境影響評価審査会会議録

- 1 日時 令和元年8月29日（木）午前3時から午後4時まで
- 2 場所 愛知県本庁舎 6階 正庁
- 3 議事
 - (1) 中部国際空港沖公有水面埋立事業環境影響評価準備書について
 - (2) 知多都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）西知多医療厚生組合ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書について
 - (3) その他
- 4 出席者
 - (1) 委員
松尾会長、伊藤委員、大石委員、上島委員、酒巻委員、佐野委員、塚田委員、富田委員、夏原委員、西田委員、橋本委員、葉山委員、櫃田委員、増田委員、宮崎委員、吉永委員 (以上16名)
 - (2) 事務局
環境局：
森田局長、小野技監、酒井環境政策部長
環境局環境政策部環境活動推進課：
柘植課長、永井主幹、戸田課長補佐、岩川主任、日下主任、中島主任
その他：
関係課職員 8名 (以上17名)
 - (3) 都市計画決定権者及び事業者等
13名
- 5 傍聴人
6名
- 6 会議内容
 - (1) 開会
 - (2) 議事
 - ・ 会議録の署名について、松尾会長が伊藤委員と上島委員を指名した。

ア 中部国際空港沖公有水面埋立事業環境影響評価準備書について

 - ・ 資料2について、大石部会長代理から報告があった。

<質疑応答>

- 【上島委員】資料2の別添の「5 その他」(1)において、評価書に作成に当たっては、住民等の意見に配慮するとともにとあるが、この「配慮」とは具体的に何か。
- 【事務局】机上配布している「意見の概要及び当該意見についての事業者の見解」のとおり、住民等から多数の意見が寄せられている。この中には、環境の

保全の見地からの意見以外のものや、事業者の実行可能な範囲を超えるものも含まれている。このため、これらの意見の内容を十分に検討して、可能なものは取り入れ、評価書に反映するようという意味で、配慮という文言を用いている。

【松尾会長】資料2の部会報告について、特段の修正を要する意見もないため、このまま審査会の答申としてよろしいか。

(委員から意見等はなし)

【松尾会長】異議なしとされたので、部会報告の内容をこのまま審査会から知事への答申とする。

- ・ 資料2の「中部国際空港沖公有水面埋立事業環境影響評価準備書についての部会報告」を審査会答申とすることで合意し、別紙1のとおり答申した。

イ 知多都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）西知多医療厚生組合ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書について

- ・ 資料4について、酒巻部会長から報告があった。

<質疑応答>

【大石委員】この施設で特に問題になるのは、ごみ処理施設に出入りする車両の増加による騒音の影響の増大と考えるが、部会報告には騒音等に係る記述がない。これは、準備書における予測及び評価結果が適切であることから、特に部会報告において言及する必要がないと判断したものと考えて良いか。

【事務局】本事業による廃棄物運搬車両の増加が考えられるものの、知多市からの廃棄物運搬車両は、これまでも事業地内の既設処理施設に搬入していることから、影響の変化はないと考えられる。また、東海市からの廃棄物運搬車両は新たに増加することになるが、交通量の多い国道155号・247号の車両専用区間を走行して事業地に搬出入するため、本事業による影響は小さいと考えられることから、部会報告に盛り込んでいない。

【松尾会長】資料4の部会報告について、特段の修正を要する意見もないため、このまま審査会の答申としてよろしいか。

(委員から意見等はなし)

【松尾会長】異議なしとされたので、部会報告の内容をこのまま審査会から知事への答申とする。

- ・ 資料4の「知多都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）西知多医療厚生組合ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書についての部会報告」を審査会答申とすることで合意し、別紙2のとおり答申した。

ウ その他

- ・ 特になし。

(3) 閉会